

不法就労防止巡回業務委託仕様書

この仕様書は、「令和8年度不法就労防止巡回業務」について必要な事項を定める。

1 業務目的

事業者による不法就労の助長は、曜日及び時間を問わず行われており、職員による平日の日中の巡回のみでは、対応に限界がある状況である。このため、休日や早朝などの職員による活動が難しい時間帯の巡回を民間事業者に委託し、継続的な啓発活動を確保することにより、不法就労の防止を図る。

2 業務実施期間

令和8年（2026年）6月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

3 業務実施日数及び時間

- ・ 業務は、別添の業務カレンダーに基づき、2の業務実施期間内に166日実施する。
- ・ 午前5時から午後7時までの間に1日当たり8時間、合計1,328時間実施する。
- ・ 業務の開始時間及び終了時間については、1月ごとに県と協議の上決定する。
- ・ 悪天候、災害その他の事情により業務カレンダーどおりに業務が実施できない場合は、上記にかかわらず、労働政策課と受託者との協議の上、業務カレンダー上の業務実施日以外の日にも業務を実施することにより、業務実施日数及び時間を確保する。

4 業務実施場所

(1) 県央地域

水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村

(2) 鹿行地域

鉾田市、行方市、潮来市、鹿嶋市及び神栖市

(3) その他県が指定する市町村

労働政策課と受託者との協議の上決定する。

5 業務内容

(1) 通常業務

- ・ 労働政策課が指示するエリアの巡回並びに不法就労に関する情報の入手及び記録
- ・ 事業者へのチラシ等の配布

(2) その他の業務

事業者を訪問した際に、不法就労に関する情報を入手した際は、別紙2により内容を記録

6 業務の実施方法

- (1) 労働政策課は、巡回する場所及び日時について、原則として業務を実施する3日前までに、巡

回業務実施指示書（様式1）により指示する。ただし、悪天候、災害その他の事情により、当該指示後に巡回場所又は日時を変更する必要がある場合は、電話等により別途指示する。

- (2) 受託者は、別紙1「巡回時の留意事項について」によるほか、労働政策課の指示に基づき業務を実施する。
- (3) 受託者は、業務を2人1組で実施する。ただし、労働政策課と受託者との協議の上、実施方法を変更する場合がある。
- (4) 受託者は、巡回用の車両及び当該車両に貼付するステッカー2枚を用意する。なお、ステッカーのデザインデータは労働政策課で用意し、受託者は当該デザインデータを基にステッカーを作成し、巡回時に当該車両の両側に当該ステッカーを貼付する。
- (5) 巡回時の配布物は、労働政策課で用意の上、労働政策課から受託者へ都度送付する。
- (6) 受託者は、カメラ（赤外線写真の撮影が可能なもの）及び携帯電話を用意する。
- (7) 受託者は、必要に応じて、労働政策課と業務に関する打合せを行う。

7 業務報告

- (1) 受託者は、業務の結果について、写真を添付した巡回業務日報（様式2）を作成する。
- (2) 受託者は、月ごとに巡回業務報告書（様式3）を作成するとともに、巡回業務日報を添付して、労働政策課に提出する。
- (3) 受託者は、月ごとに巡回業務実績報告書（様式4）を作成し、労働政策課へ提出する。
なお、月をまたいで指示があった場合においては、当該指示の末日が属する月の報告書において報告すること。
- (4) 報告内容について、労働政策課から問合せがあった場合は直ちに回答すること。

8 その他

- (1) 当該業務の流れについては、別紙2「不法就労防止巡回業務フロー」を参考にすること。
- (2) 本仕様書に示されていない事項及び業務の実施に当たり生じた疑義については、県と受託者が協議の上決定する。

(様式1)

年 月 日

巡回業務実施指示書

(受託者名) 殿

茨城県産業戦略部労働政策課長

巡回業務を下記のとおり指示します。

記

番号	実施月日	巡回時間	巡回箇所	指示事項 巡回方法	備考
1	・			下記指示事項のとおり	
	・				

指示事項

- ・ 不法就労は、業種別では農業が多いため、農村地域を中心に巡回を行うこと。
- ・ 交通ルールを守り、交通事故防止にも努めること。

(様式3)

令和 年 月 日

巡回業務報告書

茨城県産業戦略部労働政策課長 殿

(受託者名)

令和 年 月 日～令和 年 月 日分の巡回業務を下記のとおり実施しました。

記

番号	実施月日	曜日	巡回時間	巡回箇所	指示事項 現場概要・巡回方法	巡回結果(概要)
1	・					
2	・					
3	・					

(様式4)

令和 年 月 日

巡回業務実績報告書（6月分）

茨城県産業戦略部労働政策課長 殿

(受託者名)

令和8年6月分の巡回業務を下記のとおり実施しました。

記

番号	指示者	実施月日	備考
1	茨城県産業戦略部 労働政策課長	～	
		～	
		～	

別紙 1

巡回時の留意事項について

(通常業務)

1 巡回業務

- ・ 法令を遵守するとともに、安全運転に努めること。
- ・ 事業者との対応において不明な点がある場合は、適宜労働政策課へ確認を行うこと。

2 チラシ等の配布

- ・ 事業を行っていると思料される者に対し、対面で配布すること。
- ・ 相手の業務に支障のない範囲で配布すること。
- ・ 相手方が不在の際は、郵便受け等へ投函すること。
※「チラシ投函お断り」のステッカーがある場合等は、無理に投函しないこと。

(その他の業務)

巡回に当たり、事業者等から不法就労に関する情報を入手した際は、別紙2の聴取報告書により、聴取した内容を記録すること。

別紙 2

聴取報告書（不法就労に関する情報）

対応者

1 聴取日時

2 情報提供者 ※分かる範囲で記載すること。ただし、連絡先は必ず確認の上記入すること。

- ・ 住所

- ・ 氏名

- ・ 生年月日

- ・ 連絡先（必須）

3 不法就労に関する事項 ※分かる範囲で記載すること。

(1) 雇用主について

- ・ 住所

- ・ 会社名 / 業種

- ・ 責任者（雇用主）氏名

- ・ 年齢

(2) 被雇用者について

- ・ 国籍

- ・ 年齢

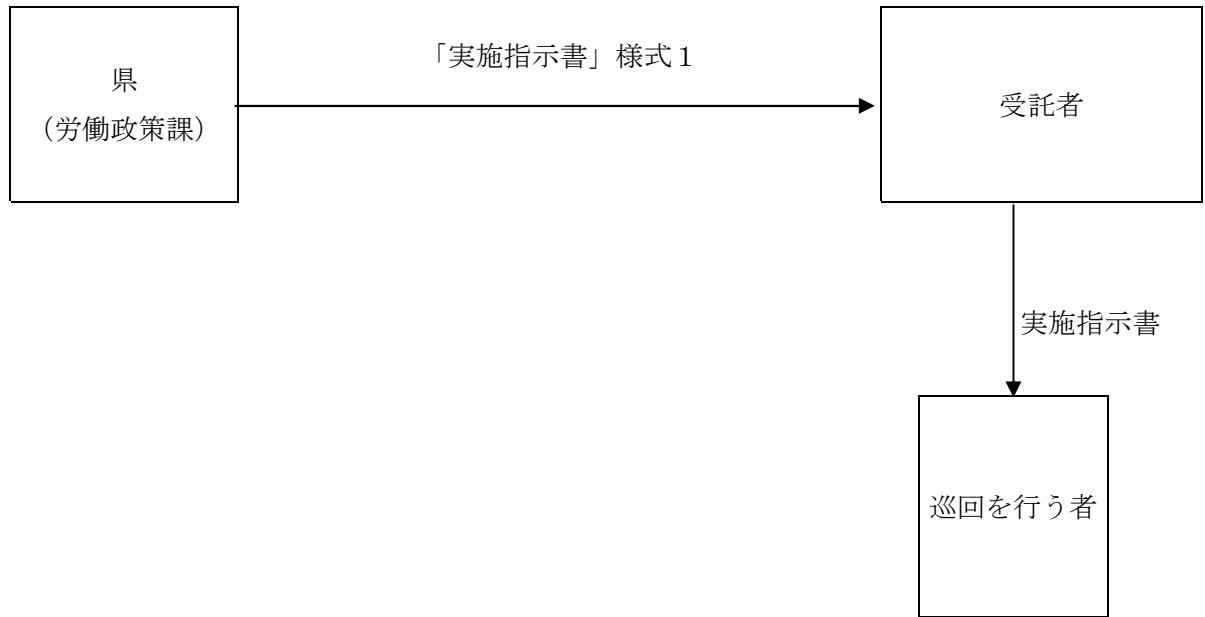
- ・ 人数 / 男女比

- ・ 住居（住み込み / 通い）

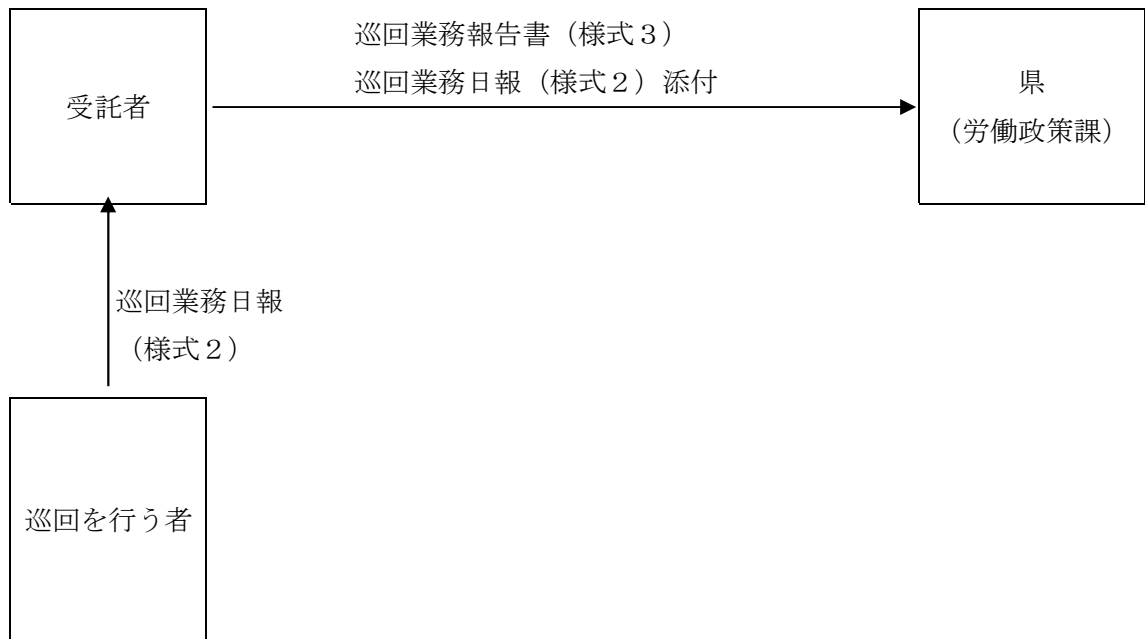
- ・ 稼働場所

- ・ 不法の理由

1 指 示



2 業務報告 (月ごと)



3 実績報告 (月ごと)

